

国際交流対応マニュアル

I - I 海外派遣のための危機管理マニュアル

I - II 学生の海外渡航のための危機管理マニュアル

高知県立大学国際交流センター

2024

【目次】

1	はじめに	p1
2	対象	p1
3	危機管理の基本的な考え方	p1
4	危機の範囲及び種類	p1
I - I 海外派遣のための危機管理マニュアル		
1	派遣にかかる危機管理対応	p3
	※オリエンテーションで伝えるべき事項	
2	海外への派遣の実施、中止、延期、継続及び途中帰国の判断	p3
(1)	派遣先国の事情により判断する場合	P3
	海外危険情報対応基準	
(2)	派遣先国の安全確認のための参考リンク集	p4
(3)	その他	p4
3	派遣中の危機管理	p5
(1)	JCSOS 海外緊急事故支援システムへの加入	p5
(2)	平時の危機管理	p6
(3)	重大な危機が発生した場合の対応	p6
(4)	危機管理対策本部の体制と役割	p6
I - II 学生の海外渡航のための危機管理マニュアル		
1	危機管理の原則	p7
(1)	「自分の身は自分で守る」	p7
(2)	「自分の身は自分で守る」ための心構え	p7
2	渡航前準備	p7
(1)	大学への必要提出書類	p7
(2)	渡航前に必ず行うこと	p8
a.b.	渡航先の安全管理	p8
c.	リスク回避の準備	p9
d.	パスポート・ビザの確認、取得	p9
e.	オリエンテーション、危機管理セミナーへの参加	p9
f.	プログラム内容の確認	p10
g.	渡航中の緊急時の連絡体制と連絡先の確認	p10
h.	健康状態の把握と備え	p10
i.	海外旅行保険への加入	p11
j.	お金の管理	p11
k.	海外安全アプリのダウンロード	p11
l.	外務省が提供する「たびレジ」に登録	p11
m.	大学に海外渡航届の提出	p11
n.	渡航前に旅程や連絡先を家族と共有	p11

3 留学（滞在）中の危機管理	・ ・ ・ ・ ・	p12
（1）留学（滞在）中の連絡先	・ ・ ・ ・ ・	p12
（2）留学（滞在）中の状況報告	・ ・ ・ ・ ・	p12
（3）健康管理について	・ ・ ・ ・ ・	p12
（4）自己の危機管理	・ ・ ・ ・ ・	p12
4 災害や事件・事故に巻き込まれた場合	・ ・ ・ ・ ・	p13
5 危機発生時の対応	・ ・ ・ ・ ・	p13
（1）紛争・デモ・テロ・災害など	・ ・ ・ ・ ・	p13
（2）強盗・詐欺等	・ ・ ・ ・ ・	p13
6 その他一派遣終了前、終了後の対応	・ ・ ・ ・ ・	p14
（1）関係者への挨拶・連絡	・ ・ ・ ・ ・	p14
（2）帰着報告	・ ・ ・ ・ ・	p14
（3）帰着時の体調不良への対応	・ ・ ・ ・ ・	p14
（4）リエントリーショックへの対応	・ ・ ・ ・ ・	p14

1 はじめに

本学においては、国際交流の進展とともに、国外留学・国外研修・インターンシップ・個人的旅行により、学生・教職員を海外へ派遣する機会が増加しています。このことに伴い、大学としての安全配慮義務を全うするため、危機に直面した際に対応すべき事項をここに定めます。

【危機管理マニュアル策定の目的】

- 1 本学の学生・教職員が、海外渡航時には多様な危機事象が発生しうることを踏まえて、渡航する際の危機管理や安全対策について十分な意識を持つこと。
- 2 本学の学生・教職員が海外で自然災害や事故等の不測の事態に巻き込まれた場合に、迅速かつ適切に対応ができるよう、大学として危機管理体制を整えること。
- 3 本学の学生・教職員の渡航情報*を把握しておくことによって、危機的状況の発生を回避したり、発生した場合であっても被害を最小限に留めること。

* 私的な渡航情報は、海外で災害・テロ・感染症発生等の緊急事態が発生した際、大学として安否確認を迅速に行い被害を最小限にするために使用するものであり、他に利用及び提供するものではありません。

2 対象

本マニュアルは、本学の学生及び教職員を対象とします。高知県立大学留学規程に規定する留学の他、本学の協定校への派遣研修、その他学部・研究科において実施する派遣研修等、本学の管轄の下に活動する国外でのすべての活動に適用します。

また、学生が個人で海外の教育機関（大学、語学学校等）で修学する場合や私的な旅行等で海外に渡航する場合においても、このマニュアルに準じて危機管理を行うようにお願いします。

3 危機管理の基本的な考え方

- 海外に派遣される者は「自分の身は自分で守る」という意識を持ち、自ら危機を回避するように努める。
- 大学は派遣に際し、十分に安全情報を収集したうえで、安全なプログラムを組み、安心して留学計画が遂行できるよう指導・支援を行うとともに、万一、事件・事故に巻き込まれた場合、適切に対応できる体制を整備する。
- 海外に派遣される者は日本とは文化が異なる場所にいるという自覚を持ち、派遣中の自らの言動に留意するとともに、大学は派遣する者の危機に対する意識啓発に取り組む。
- 万一、事件・事故に巻き込まれた場合を踏まえ、国内外での情報収集手段の確保や情報共有体制等を構築する。

4 危機の範囲及び種類

(1) 危機の範囲

本マニュアルにいう「危機」とは、本マニュアルの対象者に、渡航中に影響を及ぼす事象をいう。

(2) 危機の種類

- 自然災害（地震、津波、台風（ハリケーン）、洪水、土砂崩れなど）
- テロ、紛争、暴動
- 事故（航空機、鉄道、バス等の事故、火災・爆発等の事故など）

- 犯罪（誘拐、詐欺、強盗、ストーカー、不法薬物、法令違反など）
- 感染症の流行
- 負傷、病気、死亡
- 自殺、自殺未遂

I - I 海外派遣のための危機管理マニュアル

1 派遣に係る危機管理対応

- (1) 派遣先国に係る国際情勢の変化や動向を調査し、危険度・危険情報を把握したうえで、安全なプログラムを組む。
- (2) 派遣学生が安全に留学計画を遂行できるよう留学前及び留学中の指導を行う。
- (3) 派遣中に万が一学生が事件・事故に巻き込まれた場合に適切に対応できる体制を整備する。
- (4) 派遣前にオリエンテーションを実施し、派遣学生に安全対策と危機管理の観点から十分な説明及び指導を行う。

※オリエンテーションで伝えるべき事項

各学部、研究科が主催する研修等については、各学部・研究科で必ずオリエンテーションを実施すること

- ・渡航先の危険度・危険情報
- ・渡航先の風俗・習慣など文化的差異
- ・危機に遭遇した際の連絡体制
- ・留学届又は海外渡航届、及び同意書・誓約書の提出
- ・たびレジへの登録、3か月以上滞在の場合は在留届の提出
- ・渡航前の健康チェック及び予防接種等の情報
- ・海外旅行保険への加入
- ・危機管理セミナーへの出席（国際交流センター主催の場合）

2 海外への派遣の実施、中止、延期、継続及び途中帰国の判断

(1) 派遣先国の事情により判断する場合

海外派遣の実施、中止、延期、継続、途中帰国の判断にあたっては、海外における日本人の安全対策の一環として提供されている「外務省海外安全ホームページ」に掲載されている「危険情報」及び「感染症危険情報」を基に、次表「海外危険情報対応基準」により判断する。

なお、「危険情報」及び「感染症危険情報」においては、4段階のカテゴリーに収まらない注意事項が状況に応じて追加される場合もあるため、それらの情報や派遣先国の状況を踏まえ、総合的に判断することとする。

※「外務省海外安全ホームページ」(<https://www.anzen.mofa.go.jp/>)

【海外危険情報対応基準】

危険度のランク	危険情報及び 感染症危険情報の説明	本学の対応方針
レベル１： 十分注意してください。	その国・地域への渡航、滞在に当たって危険を避けていただくため特別な注意が必要です。	派遣先と連絡をとって現地の安全を確認し、危険情報においては、単独行動を避ける等、十分な注意をしたうえで、また感染症危険情報においては、十分な感染対策を講じたうえで、学生を派遣する。 なお、危険情報が出ている地域への派遣は教職員の同行が望ましい。
レベル２： 不要不急の渡航は止めてください。	その国・地域への不要不急の渡航は止めてください。渡航する場合には特別な注意を払うとともに、十分な安全対策をとってください。	派遣の延期又は中止を基本方針とし、派遣中の場合は帰国させる。
レベル３： 渡航は止めてください。 (渡航中止勧告)	その国・地域への渡航は、どのような目的であれ止めてください。 (場合によっては、現地に滞在している日本人の方々に対して退避の可能性や準備を促すメッセージを含むことがあります。)	派遣の延期又は中止とする。 派遣中の場合は、中止させ即刻帰国させる。
レベル４： 退避してください。 渡航は止めてください。 (退避勧告)	その国・地域に滞在している方は滞在地从り、安全な国・地域へ退避してください。この状況では、当然のことながら、どのような目的であれ新たな渡航は止めてください。	派遣の延期又は中止とする。 派遣中の場合は、中止させ即刻帰国させる。

(１) 派遣先国の安全確認のための参考リンク集

- ・ 外務省 <http://www.anzen.mofa.go.jp>
- ・ 外務省海外安全ホームページ <https://www.anzen.mofa.go.jp/>
- ・ 在外公館 <https://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/zaigai/list/index.html>
- ・ 在外公館医務官情報（世界の医療事情） <http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/medi/>
- ・ 厚生労働省検疫所（海外で健康に過ごすために） <https://www.forth.go.jp/index.html>
- ・ 国際協力機構 <https://www.jica.go.jp/index.html>
- ・ 国立感染症研究所 <https://www.niid.go.jp/niid/ja/>
- ・ 感染症疫学センター <https://www.niid.go.jp/niid/ja/from-idsc.html>

(２) その他

- ・ 留学の取消（高知県立大学留学規程第８条の事由による）
- ・ 帰国命令（同規程第９条の事由による）
- ・ 派遣先大学等の事情による判断
- ・ 個人的事情による判断（病気、けが等）

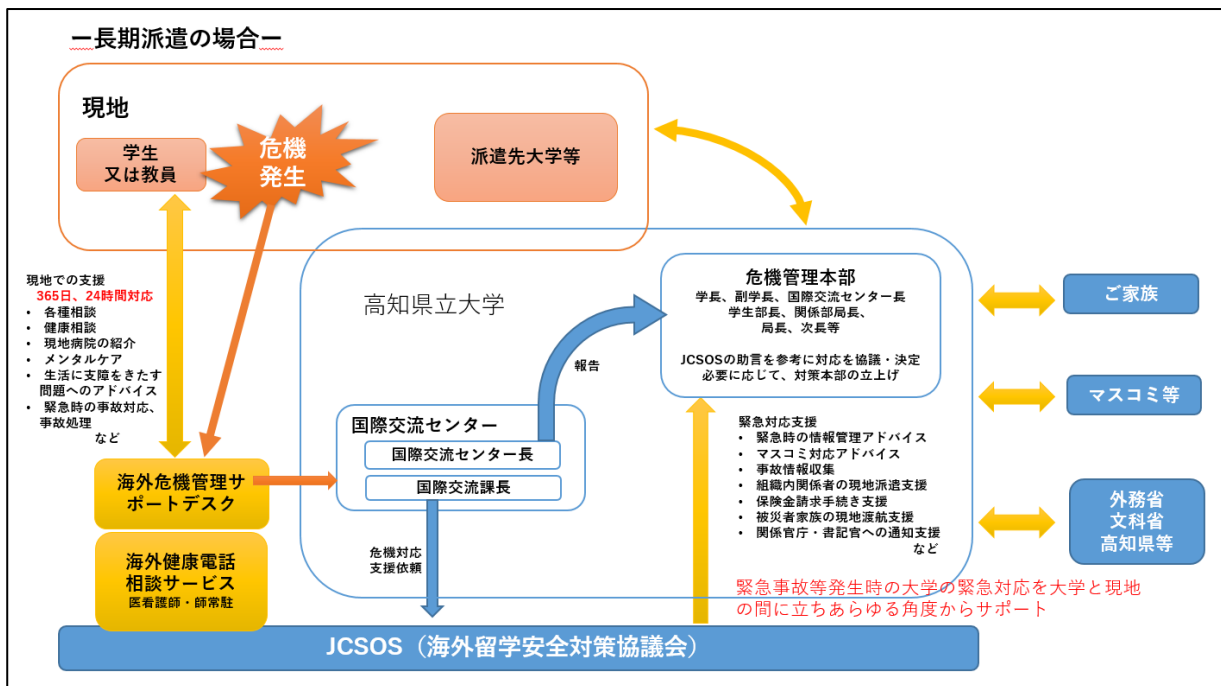
3 派遣中の危機管理

(1) JCSOS 海外緊急事故支援システムへの加入

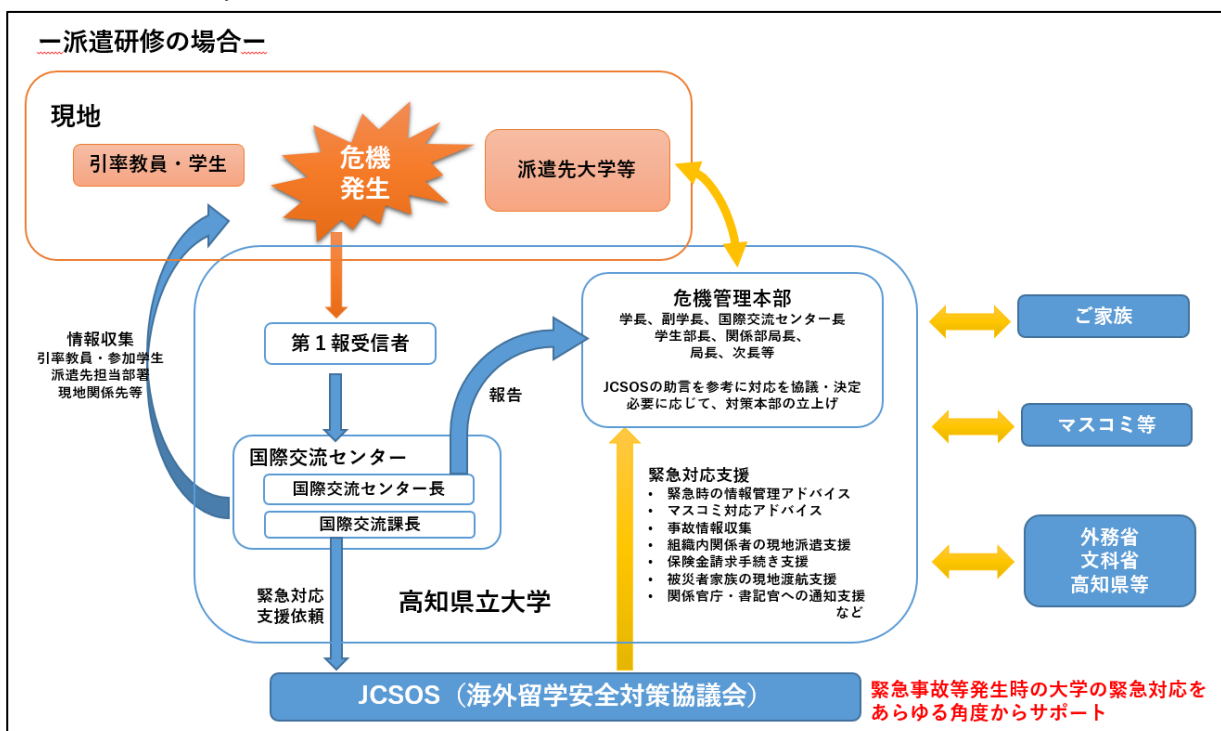
*JCSOS：特定非営利活動法人海外安全対策協議会

大学が主体的に研修内容を提携校と取り決める等プログラムを企画し、学生を派遣する場合は、派遣学生及び教職員全員を加入させ、JCSOS と連携した危機管理体制を構築する。

◆長期派遣：J-TAS（緊急事故支援システム、365 日 24 時間の危機管理サポート・健康相談サポート、旅行事故対策費用保険）



◆研修派遣：J-BASIC（緊急事故支援システム、旅行事故対策費用保険）



(2) 平時の危機管理

- ☐ 定期的な安否確認
- ☐ 留学及び研修の進捗状況の把握
- ☐ 派遣先の安全情報を随時確認し、派遣学生等に情報提供を行う。
- ☐ 緊急連絡体制の共有と随時確認
- ☐ 派遣先担当部署との情報共有

◆長期派遣：派遣学生・教職員からの定期報告、随時相談受付、
JCSOS サポートデスクとの情報共有

◆研修派遣：引率教員からの状況報告

(3) 重大な危機が発生した場合の対応

派遣学生・教職員の生命に関わるような、また留学・研修の継続が困難となるような重大な危機が発生した場合は速やかに危機管理対策本部を設置し、対応にあたる。

<想定される重大な危機>

- 大規模な災害、テロ、飛行機・列車事故等に巻き込まれた場合
- 事件・事故等の被害者となった場合
- 事件・事故等の加害者となった場合
- 派遣先大学等で、懲戒処分を受けた場合、又は、派遣先国から国外退去処分となるような行為として容疑が生じた場合
- 重篤な疾病に罹患若しくは負傷した場合又は急逝した場合
- 行方不明となった場合

(4) 危機管理対策本部の体制と役割 * 危機の内容に応じて、担当者、役割等は変更する。

	担当者	役割
本部長	学長	統括責任者
副本部長	国際交流センター長 副学長	本部長の補佐
本部統括	事務局長	本部機能の体制を決定、各種対応の決定・指示
対策本部事務局	総務課	対策本部の事務を総括
広報担当	次長（総括）	公表、報道機関等の対応
関係省庁担当	総務部長	外務省、文科省、高知県等との連絡調整
家族担当	学生部長 教務・学生支援部長	事故等の概要、詳細、経過等を保護者等に伝える。保護者等の窓口
手配・渉外担当	国際交流課長	現地情報等の集約 対策本部の指示を現地に伝達 現地派遣の手配
現地派遣・対応	関係部局長 国際交流センター長	現地に赴き、対策本部の指示に従い現地対応を行う。 現地での家族対応 事後処理

I-II 学生の海外渡航のための危機管理マニュアル

1 危機管理の原則

(1) 「自分の身は自分で守る」

海外に渡航するにあたっては、「自分の身は自分で守る」という自己責任の意識を持ち、自ら情報を収集し、危機を回避しなければならないという認識が必要です。

- 海外では危険と遭遇する可能性が高い
- 渡航先の治安状況を事前に調べ、把握しておく
- 日本にいるときと意識を変える
- 万一、トラブルが生じた場合、速やかに大学や家族、信頼できる関係者に相談する

(2) 「自分の身は自分で守る」ための心構え

- 危険な場所に近づかない
- 多額の現金・貴重品を持ち歩かない
- 目立つ服装や言動は慎む
- 行動を予測されないようにする
- 犯罪にあっても抵抗しない、生命の安全を第一に考える
- 見知らぬ人を安易に信用しない
- 用心を怠らない
- 常に自分の所在を大学や家族に明らかにし、連絡が取れるようにする
- 現地の法律を守り、宗教や文化を理解し、尊重する
- 薬物使用や未成年の飲酒等、日本国内の法律に抵触する行為をしない など

2 渡航前準備

(1) 大学への必要提出書類

高知県立大学の学生が海外に渡航する場合は、渡航目的・期間に関わらず、「海外渡航届」の提出が必要です。これは、海外で災害・テロ・感染症発生等の緊急事態が発生した際、当該地域へ渡航中の皆さんの安否確認を大学として迅速に行うためのものです。プライベートな旅行を含むあらゆる海外渡航を対象に提出をお願いします。(留学願、海外研修参加申込書を提出された方を除く)

海外渡航の事由	提出書類	提出先
派遣留学	留学願、 派遣留学にあたっての同意書	国際交流課
派遣研修	海外研修参加申込書 派遣研修等にあたっての同意書	国際交流課
学会、インターン シップへの参加	海外渡航届	教務・学生支援課
個人的な留学・ インターンシップ参 加・旅行	海外渡航届	教務・学生支援課

必要事項を記載の上、所属学部等事務室に提出してください。

*「留学」：高知県立大学留学規程に規定する留学をいう。

*「個人的な留学」：個人的に海外の教育機関（大学、語学学校等）で修学することをいう。

（２）渡航前に必ず行うこと

- ☐ a 外務省の海外安全ホームページ等から渡航先に関する情報を得る
- ☐ b 渡航先のリスクを確認し、家族に説明のうえ、渡航の同意を得る
- ☐ c このマニュアルを熟読のうえ、渡航先でのリスク回避に必要な情報収集と準備を行う
- ☐ d パスポート・ビザの確認、取得
- ☐ e オリエンテーション、危機管理セミナーへの参加（大学派遣の場合必須）
- ☐ f プログラム内容の確認（本学以外のプログラム等に参加の場合）
- ☐ g 渡航中の緊急時の連絡体制と連絡先の確認
- ☐ h 健康状態の把握と備え
- ☐ i 海外旅行保険に加入する
- ☐ j お金の管理
- ☐ k 海外安全アプリのダウンロード
- ☐ l 外務省が提供する「たびレジ」に登録する
- ☐ m 大学に海外渡航届を提出する
- ☐ n 渡航前に旅程や連絡先を家族と共有しておく

◆ a・b 渡航先の安全確認 ◆

渡航先の治安情勢や現地情報を外務省の「海外安全ホームページ」等で調査し、安全性を確認するとともに、ご家族とも共有して、必ず海外渡航の承諾を得てください。個人的に渡航する場合（個人的な留学・研修、旅行等）であっても、必ず自身で社会情勢等を確認し、安全かどうかを判断してください。

- ☐ 国際情勢の変化や動向を調査し、渡航のリスクを判断する
- ☐ 渡航先の現地情報を調査し、安全性を確認する
- ☐ 現地情報からリスクを把握する
- ☐ リスクをはじめとした情報を家族と共有し、渡航の同意を得る
- ☐ 危険発生時のシミュレーションを事前に行っておく
- ☐ 緊急時の連絡先を確認する
- ☐ 「海外安全アプリ」をダウンロードし、随時、最新情報を確認できるようにする

※気をつける情勢

国際テロ組織の動向、国際的な犯罪事件、感染症等の広域発生等、複数の国や地域にまたがる広い範囲で注意を必要とする事態、過激なデモ等による治安の悪化、武装強盗事件、連続爆弾事件等の突発的な事件、自然災害、外国人をねらった凶悪・重大犯罪の増加、日本人の安全にかかわる重要な事案発生など

参考：海外安全ホームページ：<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

海外安全アプリ：https://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/oshirase_kaian_app.html

◆ c リスク回避の準備 ◆

このマニュアルを熟読のうえ、渡航先でのリスク回避に必要な情報収集と準備を行う。

治安の比較的安定した国や地域でも、事件や事故に巻き込まれるケースは数多く報告されています。スリ、置き引きなどの犯罪は、貴重品の管理方法や手荷物の持ち方等の基本的な対策で被害を防ぐことが可能です。また日本人を狙った強盗や誘拐も少なくありません。日頃から目立たない服装、行動をとるなど、注意を怠らないようにし、被害に遭わないよう自分で対策を講じましょう。

万が一被害に遭った際には、命を守ることを最優先し、冷静に行動してください。

※気をつける行動例

荷物を体から離さない、旅行ガイドブックを人前で見るなど明らかに旅行者とわかるような行動をしない、通学、買物、外食などの時間やルートの固定化を避ける、身元が不確かな人のところに行かない、アルコールの摂取量に気をつける、強盗にあっても抵抗しない、襲われたときポケットに手を入れない（武器を取り出すと思われる）、歩道は真ん中を歩く、イヤホンやヘッドフォンを着けたまま歩かない、混んでいる電車やバスに乗らない、どこでも写真撮影をしない、クレジットカードで支払うときは必ず金額を確かめてサインするなど

参考：「海外安全虎の巻」 <https://www.anzen.mofa.go.jp/life/>

旅先のトラブル事例と対策 https://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/makio.html

また、日本の連絡先（大学や家族）に渡航日程や宿泊先を事前に知らせるとともに、緊急時の連絡先として現地の大使館や領事館等の住所、電話番号を把握しておきましょう。盗難に遭った際等のために、パスポートは必ず複数コピーして携帯及び別保管しましょう。

◆ d パスポート・ビザの確認、取得 ◆

パスポートやビザの取得には時間がかかるため、出発の1～2か月前には準備しましょう。

☐ パスポートの申請

☐ 残存有効期間を確認し、短ければ更新手続き

※残存有効期間が短いと入国できない国があります。

☐ 渡航先への入国にビザ（査証）の取得が必要かどうかを確認

☐ パスポートの盗難、紛失に備え、再発行時に必要な顔写真や戸籍謄本等の持参（パスポートとは別置すること！）

☐ 渡航先の在外公館の連絡先

*アメリカ合衆国へ渡航の場合は、事前に渡航認証システム ESTA の申請が必要

ESTA WEBSITE : <https://travelusaesta.com/jp/index.html>

*カナダへ空路で入国の場合は、eTA（電子渡航認証）の取得が必要

◆ e オリエンテーション、危機管理セミナーへの参加 ◆

本学の派遣プログラム等によって渡航する場合は、必ず参加してください。

プログラムの内容や旅程、渡航中の緊急時の連絡体制と連絡先の確認、リスク管理等について説明します。

◆ f プログラム内容の確認 ◆

本学からの派遣ではなく、自分で手配して渡航する場合は、プログラムの内容をしっかり確認して、問題なく渡航できるよう準備をしてください。

確認事項：現地での送迎の有無、安全対策、緊急時の対応・連絡先

* 契約書面をご家族に渡しておくとい。

◆ g 渡航中の緊急時の連絡体制と連絡先の確認 ◆

- ☐ 渡航中の所在を常に明らかにしておく
- ☐ 渡航中の連絡手段と連絡先の届出
- ☐ 家族の連絡先の共有
- ☐ 在外公館への在留届の提出（到着後）
- ☐ 「たびレジ」への登録
- ☐ JCSOS への登録（大学から派遣の場合）

◆ h 健康状態の把握と備え ◆

渡航期間が長期の場合は、事前に健康診断を受け、気になる体の不調は治療してから渡航してください。治療中の疾患や既往症がある場合、渡航について医師に相談してください。

健康に問題のない場合も、慣れない気候風土、食事の変化や疲れ等から体調を崩すこともあります。現地の薬は、用量などが合わない場合がありますので気をつける必要があります。

また、入国までに予防接種が必要な場合があります。入国に予防接種が必要ない場合であっても、渡航先の感染症の流行状況に応じ、自身で判断し適宜予防接種を受けてください。

<参考>・厚生労働省「海外へ渡航される皆様へ」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekaku-kansenshou18/index_00003.html

・厚生労働省検疫所 FORTH 海外で健康に過ごすために

<https://www.forth.go.jp/index.html>

渡航先国大使館

準備するもの

<治療中の疾患や既往症がある場合>

- ☐ 服用中の薬
- ☐ 現地で治療を受けることも考慮に入れ、英文の診断書や服用中の薬の処方薬説明書
- ☐ 現地での受診医療機関や薬の入手等に関する事前調査
- ☐ 歯の治療中の場合は、渡航前に治療を済ませておく（歯科治療はほとんど保険が適用されない）
- ☐ 海外旅行保険で渡航前からの疾患や既往症が対象となるかどうかの確認

<健康に問題がない場合>

- ☐ 胃腸薬、下痢止め、風邪薬、鎮痛剤、酔い止め薬など日本の薬

<予防接種>

- ☐ 渡航先の感染症流行状況の調査
- ☐ 渡航先への入国に必要な予防接種を受ける

◆ i 海外旅行保険への加入 ◆

渡航前に必ず海外旅行損害保険に加入してください。海外で、病気やケガの治療を受ける場合や何らかの事件・事故に巻き込まれた場合、全額自己負担となるため、日本では想定できない医療費（数千万単位）等を請求される場合があります。医療施設や水準が十分でない国では、国外への緊急移送が必要となる場合もあり、さらに高額になることもあります。

また、支払い能力や保険加入が確認できないと、治療を拒否される場合もあります。

なお、クレジットカードには海外旅行保険損害保険特約のついたものもありますが、通院・治療や海外搬送に係る費用を十分に保障できない場合がほとんどです。

必要な時に必要な治療を受けられるよう、また家族に多大な経済的負担をかけないように損害保険会社の海外旅行損害保険にも加入するようにしましょう。旅行代理店では、海外旅行損害保険を扱うところが多いので、航空券を予約する際に併せて問い合わせをすると良いでしょう。

- ☐ 海外旅行保険損害保険への加入（大学派遣の場合は、学研災付帯海外留学保険）
- ☐ 保険内容をしっかり把握（特に保険金が支払われないケース）
- ☐ 保険証券を必ず渡航先に持参（現地での受診の際に必要）

◆ j お金の管理 ◆

海外では、盗難や紛失に備え現金・クレジットカード・トラベルプリペイドカードなど複数の支払い方法を準備することがリスクの分散につながります。それぞれの特性を理解して、上手にリスク管理を行いましょう。

また、一度に全財産をなくしてしまわないよう複数のカバンや財布に現金・カードを分散して管理しておくことも重要です。

◆ k 海外安全アプリのダウンロード ◆

随時、最新情報を確認できるアプリをダウンロードしておくとう便利です。

<参考>海外安全アプリ：https://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/oshirase_kaian_app.html

◆ l 外務省が提供する「たびレジ」に登録 ◆

外務省の「たびレジ」に登録し、出発前から渡航先の安全情報を入手しましょう。

「たびレジ」に登録すると、渡航先でも最新情報を受信でき、現地で事件・事故に巻き込まれても素早く支援してもらえます。

<参考>たびレジ：<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html>

◆ m 大学に海外渡航届の提出 ◆

海外に渡航する場合は、「海外渡航届」を、教務・学生支援課に提出してください。

◆ n 渡航前に旅程や連絡先を家族と共有 ◆

- ☐ 渡航の旅程

- ☐ 滞在先の居所の住所、連絡先
- ☐ 渡航中の所在を常に明らかにしておく
- ☐ 渡航中の緊急連絡体制と連絡先
- ☐ 海外旅行損害保険の契約内容及び証券番号、緊急連絡先

3 留学（滞在）中の危機管理

（１） 留学（滞在）中の連絡先

- ☐ 在外公館への在留届の提出
- ☐ 「たびレジ」への登録、渡航先国を離れる場合もその都度登録
- ☐ JCSOS への登録（大学から派遣の場合）
- ☐ 渡航中の所在を常に明らかにしておく
- ☐ 渡航中の連絡手段と連絡先の届出
- ☐ 家族の連絡先の届出

（２） 留学（滞在）中の状況報告

- ☐ 現地到着後、国際交流課及び家族への報告
- ☐ 1ヶ月に1度の定期報告書の提出（→国際交流課）大学派遣の場合
- ☐ 少なくとも1ヶ月に1度は、家族及び大学（国際交流課又は学年担当教員）に状況報告（休学の場合を含む）
- ☐ 大学派遣の場合、派遣先国から他国に移動するには本学の許可が必要（事前に行先、連絡先及び日程等を国際交流課に連絡し、許可を得る）
- ☐ また、他国から派遣先国に帰着後は速やかに報告する
- ☐ 居所から宿泊を伴う旅行等をする場合は、行先を含めて必ず国際交流課に事前連絡をする

（３） 健康管理について

- ☐ 安全が確認できない生水・水道水は飲まないようにし、氷も避ける
- ☐ 原則、生ものは食べないようにし、十分に加熱調理したものを食べる
- ☐ 無理はせず、十分に睡眠時間をとり、疲れをためない
- ☐ 感染症に注意し、現地でも情報収集に努め、自分で対策を行う
- ☐ カルチャーショック等、ストレスや不安、悩みがある場合は、自身で抱え込まず、早目に解決できるよう誰かに相談する

（４） 自己の危機管理

- ☐ 緊急連絡先（派遣先大学の電話番号等、JCSOS の緊急連絡先）を記したメモを外出時には、必ず携帯する
- ☐ 危機管理の原則、「自分の身は自分で守る」ことを常に意識して行動する（参照：1 危機管理の原則）
- ☐ 外国にいることを常に意識し、警戒心を持つ
- ☐ 現地での時間経過に伴う慣れに注意する
- ☐ 手荷物は肌身離さず、車道側に持たない
- ☐ リュックは前に抱える

- ☐ カバンに財布を入れない（セキュリティポーチ等に入れる）
- ☐ 貴重品は安全な場所で管理する
- ☐ 他人から荷物を預からない、預けない
- ☐ 部屋の鍵がかかっていることを確認する
- ☐ 夜間・早朝の外出は控え、一人で行動しない
- ☐ 目立つ服装は避け、高価なものは身に着けない
- ☐ 多額の現金を持ち歩かない
- ☐ スマートフォン、タブレット端末などはパスワードによる情報保護に留意する
- ☐ 現地の交通ルールを遵守する
- ☐ 車の運転はしない
- ☐ 流しのタクシーには乗車しないようにし、乗る前には値段の交渉をする
- ☐ 緊急時のシミュレーションを行う
- ☐ 誤解を招く言動は慎む
- ☐ 非常時に備え、非常食、飲料水を常備しておく
- ☐ 災害や事件・事故等に巻き込まれ自ら連絡できない万一の場合に備え、平時から派遣先等の関係者に本学又はご家族への連絡を依頼しておく

4 災害や事件・事故等に巻き込まれた場合の対応

- ☐ 海外危機管理サポートデスク及び留学先（渡航先）の緊急連絡先に連絡し、指示に従う
- ☐ 現地救急・警察に連絡、被害届を出し、受理書（ポリスレポート）を受け取る
- ☐ 派遣時の緊急連絡網に従い、本学に連絡する（自分でできない場合は、海外危機管理サポートデスク又は派遣先、在外公館の関係者に依頼する）
- ☐ 在外公館に連絡し、指示に従う
- ☐ 家族に連絡する
- ☐ 必要に応じて、保険会社に連絡する

5 危機発生時の対応

万一、事件に巻き込まれた場合は、まず落ち着いて、冷静に自分の命を守る行動をしましょう。

（1）紛争・デモ・テロ・災害等

- ☐ 現場には近寄らない
- ☐ 自身の身の安全を確保する
- ☐ 銃声音や爆発音が聞こえたら身を低くし、付近の遮蔽物に隠れ、迅速にその場を離れる
- ☐ 災害の場合は、2次災害が起こり得ることを考慮し行動する
- ☐ 留学先（渡航先）等の緊急連絡先に連絡し、指示に従う
- ☐ たびレジや在外公館の情報に従って行動する
- ☐ テレビ・ラジオ、インターネット等で正しい情報を把握する

（2）強盗・詐欺等

- ☐ 抵抗せずに要求に応じる
- ☐ 加害者が銃や凶器を持っていることを想定して、命を守る行動をとる

- 不用意にポケットに手を入れない（武器を取り出すと誤解される）
- 警察に連絡し、被害届を出し、受理書（ポリスレポート）を受け取る

6 その他一派遣終了前、終了後の対応

（１）関係者への挨拶・連絡

お世話になった方に必ずお礼のあいさつをしてください。区切りとしてしっかりとした感謝を伝え、お別れの挨拶をすることは、今後の信頼関係を育てていくためにも大切です。特に派遣留学や短期留学研修等、協定校での留学の場合は、担当教職員や学生等に必ずお礼と連絡をして下さい。学びを振り返り、きちんと誠意を伝えましょう。

現地で開設した各種サービス（銀行口座、電気・ガス・水道等）の閉鎖・解約等必要な手続があれば、時間を要する場合がありますので、余裕を持って行ってください。

その他、派遣先大学から指示があれば従ってください。

（２）帰着報告

派遣留学、研修生は帰着したら速やかにメールや電話等で本学の国際交流センターに連絡してください。

また、帰国後１ヶ月以内に留学報告書の提出をしてください。

（３）帰着時の体調不良への対応

帰着時又は帰着後に体調不良が生じた場合は、その旨を引率の教職員や本学の担当窓口に報告してください。

帰国時に発熱や下痢等の症状がある場合は、まず各空港検疫所の健康相談室に相談してください。また、数日後体調が悪くなった場合でも相談できます。

国外、特に熱帯地域に渡航した後、少なくとも６か月の間は、渡航関連の感染症が生じる可能性があります。デング熱等による症状は、ほぼ帰国後３週間以内にみられますがマラリア等の寄生虫による感染症や、一部の感染症では、数週間から数ヶ月あるいは数年たってから生じることもあります。原因がはっきりしない発熱、下痢、皮膚症状などで受診する際には、必ず渡航歴を告げてください。また、できる限り感染症外来や国外渡航者外来のある医療機関を受診しましょう。

（４）リエントリーショックへの対応

リエントリーショックとは、違う文化に順応した後、再度自国の文化に触れた際に感じる心理的混乱のことをいいます。対処方法は個人で異なりますが、まずは、こうした症状があることを理解することが重要であり、類似した経験のある人と話すことなどが有効とされています。心身に不調がある場合は、本学の教職員や医療機関を受診してください。